

調査計画

1 調査の名称(□特定一般統計調査 ■その他の一般統計調査)

建設機械動向調査

2 調査の目的

本調査は、建設業等に対する建設機械の販売台数等を把握し、国内における建設機械保有台数の現況並びに流通現況の実態を明らかにし、建設機械需要の予測、災害復旧の対応能力の推定等、建設機械行政の基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲(■全国 □その他)

(2) 属性的範囲(□個人 □世帯 □事業所 ■企業・法人・団体 □地方公共団体 □その他)

① 別表に掲げる建設機械を製造かつ販売している企業

② 別表に掲げる建設機械を輸入し、国内に販売している企業

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数 約90社

(2) 報告者の選定方法(■全数 □無作為抽出(□全数階層あり) □有意抽出)

母集団名簿として、一般社団法人日本建設機械工業会及び一般社団法人日本建設機械施工協会の会員企業名簿のほか、環境対策型建設機械等の型式届出資料を基に作成した名簿を用いる。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

① 報告者の基本情報(企業名、企業の所在地等)

② 新品建設機械の販売台数

③ 使用者の所有する建設機械に対する管理台数

〔集計しない事項の有無〕 □無 ■有 /①の事項は集計対象としない。

(2) 基準となる期日又は期間

(1)②は調査実施年度の前年度1年間の実績、①及び③は調査実施年度の前年度3月末現在

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統 国土交通省－報告者

(2) 調査方法

■郵送調査 ■オンライン調査(□政府統計共同利用システム □独自のシステム ■電子メール) □調査員調査 □その他()

〔調査方法の概要〕

国土交通省は、報告者に対し、調査票を郵送及び電子メールにより配布する。報告者は、調査

票に記入し、郵送、電子メール又はFAXのいずれかの方法により調査票を提出する。

なお、電子メールの送受信にあたっては、調査票情報が保存されているファイルに対して、報告者ごとに異なるパスワードを設定したセキュリティ対策を講ずることとする。また、FAXの送信にあたっては、調査票の送信前後に、報告者と国土交通省の双方において、調査票の送付・受取の確認連絡によるセキュリティ対策を講ずることとする。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他()

(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年:令和2年度)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

令和4年10月～11月

8 集計事項

(1) 建設機械の機種別・規格別購入台数(注1)

- ・ 地域別(注2)の新品建設機械の購入台数
- ・ 業種別(注3)の新品建設機械の購入台数

(2) 主要建設機械及び環境対策型建設機械の機種別・規格別管理台数、推定保有台数及び推定普及台数

- ・ 地域別の主要建設機械の管理台数
- ・ 業種別・地域別の主要建設機械の推定保有台数
- ・ 地域別の環境対策型建設機械、超小旋回型機種、ICT施工機器の管理台数
- ・ 環境対策型建設機械、超小旋回型機種、ICT施工機器の推定普及台数
- ・ 業種別・地域別の環境対策型建設機械、超小旋回型機種、ICT施工機器の推定保有台数

(注1) 製造業者の販売台数を、最終需要者の購入台数とみなして集計する。

(注2) 地域別とは、全国、北海道、東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州、沖縄の区分で集計することを指す。

(注3) 業種別とは、建設業、建設機械器具賃貸業等、官公庁等、農業、林業及び漁業、採石業、砂・砂利・玉石採取業、その他、不明の区分で集計することを指す。

ただし、「建設機械の推定保有台数」及び「環境対策型建設機械、超小旋回型機種、ICT施工機器の推定保有台数」については、建設業、建設機械器具賃貸業等、官公庁等、その他、不明の区分で集計することを指す。

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表・非公表の別(全部公表 一部非公表 全部非公表)

(2) 公表の方法(e-Stat インターネット(e-Stat以外) 印刷物 閲覧)

(3) 公表の期日

調査実施年度の3月末までに行う

10 使用する統計基準

使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他()

使用しない

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

調査票情報区分	保存期間	保存責任者
記入済み調査票	1年	国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課長
調査票の内容を記録した電磁的記録	永年	国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課長

機械名	規格	区分	コード	販売台数調査	管理台数調査											超小旋回型機種 後方超小旋回型 油圧シヨベル	ICT施工機器	
					管理台数合計	環境対策型機種							排出ガス対策型・オフロード法					
						超低騒音型建設機械	低騒音型建設機械	低振動型建設機械	低炭素型建設機械	燃費基準達成建設機械	排出ガス対策型・オフロード法		2011年基準	2014年基準				
											第1次基準値	第2次基準値			2006年基準			2011年基準
せん孔機械	大型ブレーカ	油圧式	161	●	●													
	クローラドリル		171	●														
整地・転圧機械	モータグレーダ (除雪グレーダを含む)	ブレード長	3.6m未満	181	●	●											●	
		3.6m以上	182	●	●												●	
	ロードローラ(搭乗式) (マカダム、タンデム)	自重(ウエイトなし)	191	●	●	●	●		●	●	●	●	●				●	
	タイヤローラ(搭乗式)	自重(ウエイトなし)	201	●	●	●	●		●	●	●	●	●				●	
	振動ローラ (コンバインドローラを含む)	搭乗式	211	●	●	●	●		●	●	●	●	●				●	
コンクリート・アスファルト機械	コンクリートプラント	型式	重力式	221	●													
		強制練式	223	●														
	コンクリートフィニッシャ		231	●														
	コンクリートミキサ		232	●														
	トラックミキサ (アジテータトラックを含む)		241	●														
	コンクリートポンプ	型式	定置式	251	●													
		車両搭載式	252	●	●	●	●											
	アスファルトプラント		261	●														
アスファルトフィニッシャ	最大舗装幅	3.5m未満	271	●	●	●	●		●	●	●	●	●				●	
		3.5m以上	272	●	●	●	●		●	●	●	●	●				●	
トンネル掘削機	シールド掘進機		282	●														
	小口径管推進機		283	●														
	自由断面トンネル掘進機		284	●														
	トンネルジャンボ (ドリルジャンボ)		285	●														
その他	空気圧縮機(15kW以上)	可搬式・半可搬式	291	●	●	●	●		●	●	△ 3次基準値のみ							
	発動発電機(15kW以上)	可搬式・半可搬式	301	●	●	●	●		●	●	△ 3次基準値のみ							
	ロータリ除雪車		311	●														
	路面清掃車		321	●														
	路面切削機		331	●	●												●	
	高所作業車	トラック架装のもの	341	●														
		その他のもの	342	●														
	自走式破碎機	コンクリート・木材用	351	●														
油圧ユニット		361	●															

※「△」印は3次基準値のみ対象とします。